ピストル用具検査ガイド

オリンピック大会、世界選手権大会、ワールドカップ及び大陸選手権大会での必須条件

(注)日本国内の銃刀法に則って検査すべきであることは言うまでもない。資格のない者が他人の銃に触れることは銃刀法違反となるので注意すること。

- 1. 用具検査室の構成
- 2. 検査機器
- 3. 検査手順
- 4. 競技後検査
- 5. ランダム検査
- 6. ファイナル前検査
- 7. 付属書類

用具検査班の構成

- 1.1 ピストル用具検査班は、少なくとも2名、できるなら4名の資格ある審判員で構成されるべきである。
- 1.2 用具検査場は流れ作業の原則によって設営されなければならない。
- 1.3 最初の検査員は選手の用具検査用紙に必要事項の全てを書き込む。
- 1.4 2番目または3番目の検査員はピストルを検査(寸法、引き金、重量など)し、ピストルに印をつけ、用具検査用紙に署名する。
- 1.5 3番目または4番目の検査員は選手の衣服、靴、ピストルのスポンサーマークを調べる。
- 1.6 用具検査班の仕事は、6.8 の必要に応じ、用具検査ジュリーの支援と監督によらなければならない。

2. 検査機器

ピストル用具検査班室は以下の用具を用意しておかなければならない。

- 2.1 エアピストル用420×200×50mmの基準箱
- 2.2 センターファイアおよびリムファイアピストル用300×150×50mmの基 準箱
 - 注)基準箱の製造上の許容範囲はいずれの方向に対しても0.0mm~+1.0mm。
- 2.3 重量計(1g刻みで秤量1500g以上)。
- 2.4 引き金の重さを測る錘(500gと1000g)。
 - 注) 引き金にかける部分が金属製またはゴム製でナイフの刃先形状となっている錘を使用しなければならない。
 - 注)引き金にかける部分が円筒状の錘を使用することは許されない。バネや他の装置につながっていない単体の錘を使用しなければならない。 ISSFルール8.4.2.1
- 2.5 ISSF公認の靴底柔軟性測定器(添付書類Aの操作手引き参照)。
- 2.6 ISSFルール 8.4.4 に従い、25mラピッドファイアピストル男子種目で使用されるピストルと弾薬の弾速を検査する弾速測定装置(アネックスBの弾速検査手引き参照)。
- 2.7 グリップのヒールレストの形状を測定するための90°定規。
- 2.8 GTR及びピストルルールの英語版および(あれば)現地語版のコピー。

 注) ISSFウェブサイトにある正誤表や関連あるルール説明のコピーも手元になければならない。
- 2.9 ピストル種目にエントリーした全選手の名前とISSFIDナンバーの国別の表。
- 2.10 用具検査票
- 2.11 マジックペン
- 2.12 副尺スライドゲージ、mm目盛りの300mm金属定規。
- 2.13 用具検査タグまたはシール (なるべくならシリアルナンバーの入ったもの)。 I S S F 用具検査証明書を使用する場合、必須ではない。
- 2.14 引き金、靴およびテーピングの再検査カード。
- 2.15 毎日の検査前および競技後検査において失格となると思われる事態が生じたとき に行われる検査器具の調整に用いられるISSF校正検査器具(ISSFルール 6.7.6.2 c)。

3. 検査手順

選手はピストルおよび使用すると思われる全ての用具を持って本人自身が用具検査室に出向かなければならない。選手は、ISSF用具証明書をすでに取得している場合を除き、競技に使用する靴を用具検査室まで持ってこなければならないが、用具の自主検査を妨げるものではない。

4. 競技後検査

- 4.1 競技後検査は予選および本選の後およびファイナルの出頭時間中に実施されなければならない。
 - 用具検査ジュリーは検査に対して全面的な責任を負う。
- 4.2 靴、テーピング、引き金の重さ、ピストルの寸法およびグリップ、あてはまるものについては弾速および弾頭の重さ。
- 4.3 本選後の引き金検査、グリップおよびピストル寸法検査は本選射場で実施するべき である。靴検査は用具検査室で実施されるべきである。テーピングは本選射場近く の区切られた更衣室または場所で実施されるべきである。

5. ランダム検査

- 10mエアピストル、25mピストル
 - 引き金およびグリップ:8人当たり1人
 - ・靴およびテーピング:20人当たり1人
- 10mエアピストルミックスチーム
 - ・引き金およびグリップ: 4チーム当たり1チーム
 - ・靴およびテーピング: 10チーム当たり1チーム
- 25mラピッドファイアピストル
 - ・引き金およびグリップ:1射群当たり1人
 - 弾薬:1射群当たり1人
 - ・靴およびテーピング: 1射群当たり1人
- 50mピストル
 - ・グリップ、靴およびテーピング:8人当たり1人

6. ファイナル検査

全ファイナリストに対し全ての検査が待機場所にて実施されなければならない。

6.1 10mエアピストル、全25mピストル

引き金およびグリップ:全8選手

靴およびテーピング(目視):全8選手

| 検査項目 | 検査手順 | I S S F ルール番号 |
|--------|--------------------------|------------------|
| 射撃靴 | | у у д у |
| 靴の形状 | くるぶしを覆わないようなサイドの低い(内側およ | 8.5.1 |
| | び外側のくるぶしの下)靴のみが許可される。 | |
| 中敷き | 中敷きは使うことはできるが、柔軟なものでなけれ | 8.5.2 |
| | ばならない。硬い、柔軟性のないプラスチックなどの | |
| | 素材で作られたものや母指球の部分で曲げられない | |
| | ものは許されない。競技前、競技後検査では選手の靴 | |
| | を脱がせ、中敷きを検査すること。 | |
| 靴底の柔軟性 | 靴底の柔軟性の検査には、靴底柔軟性検査器具が使 | 8.5.3 |
| | 用される(アネックスA:操作マニュアル参照)。 | |
| | 測定装置に靴をはさんで踵の部分に15Nmのカ | |
| | を加えたときに、22.5°以上曲がらなければなら | |
| | ない。 | |

| 検査項目 | 検査手順 | I S S F | |
|------------|--------------------------|---------|--|
| | | ルール番号 | |
| 全てのピストルの基準 | | | |
| | | | |
| 動きまたは振動の減 | 動きまたは振動の減衰システム。弾が発射される前 | 8.4.1.6 | |
| 衰システム | のライフルの振動や動きを能動的に減衰、減速または | | |
| | 最小化させるような装置、機構またはシステムは禁止 | | |
| | される。 | | |
| グリップ | グリップのみならずピストルのいかなる部分であ | 8.4.1.1 | |
| | っても手以外の部分に触れるように拡張、作製するこ | a) | |
| | とはできない。通常の射撃姿勢をとったとき、手首は | | |
| | 明瞭に自由でなければならない。ブレスレット、腕時 | | |
| | 計、リストバンド、または類似の物をピストルを持つ | | |
| | 手や腕に付けることは禁止される。可変式グリップ | 8.4.1.1 | |
| | は、選手の手に合わせたときにそれらのルールに適合 | b) | |
| | していれば使用を許される。用具検査後、ISSFル | 8.12 | |
| | 一ルに違反する可変式グリップの変更をすることは | 8.13 | |
| | できない。 | | |
| サイト | オープンサイトのみが許される。光ファイバー、光 | 8.4.1.3 | |
| | 増加式または光を反射する色の表面を持つものは禁 | 8.12 | |
| | 止される。光学レンズ、鏡、スコープ、レーザービー | 8.13 | |
| | ム、プロジェクタードットサイトなどは禁止される。 | | |
| | 撃発機構を作動するようにプログラムされた照準装 | | |
| | 置はどのようなものも禁止される。フロントサイト、 | | |
| | リアサイトの保護カバーは許可されない。 | | |
| 引き金 | 電気式トリガーは使用を許される。 | 8.4.1.4 | |
| | 全ての構成部品はライフルの機関部または銃床の中 | | |
| | にしっかりと内装されていること。従って電池やコー | | |
| | ドが外側から見えてはならない。 | | |
| | | | |

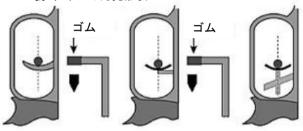
引き金検査

引金に当てる部分が金属製またはゴム製でナイフの刃先形状となっている錘を使用しなければならない。その部分が円筒状の錘を使用することは許されない。バネや他の装置につながっていない単体の錘を使用しなければならない。

金属製:ナイフの刃先形状



ゴム製:ナイフの刃先形状



引金は、引金の中央付近に規程重量の検査用錘を吊して、銃身を垂直にして、計らなければならない(図参照)。錘は水平面におかれ、その面から明瞭に持ち上げられなければならない。検査は用具検査係によって運営されなければならない。引金の重さの最小限度は競技中も、その重さを維持されていなければならな

い。錘の持ち上げは 最大3回まで許され る。もし合格しなけ れば、調整の後に再 検査される。エア空気 またいの場合を発射 またはガスを発射しない。 ければならない。



引き金検査は射場長席または射場の側で実施されるべきである。

8.4.2

8.4.2.1

| 検査項目 | 検査手順 | ISSF | |
|-----------|--|---------|--|
| | | ルール番号 | |
| エアピストル | | | |
| ピストルの形状 | 口径4.5mm(.177口径)の圧縮空気、炭酸ガス | 8.4.3.5 | |
| ピストルの寸法 | 式のエアピストルが使用できる。 エアピストル基準箱(4 2 0 mm× 2 0 0 mm× 5 | 8.12 | |
| | 0 mm)にエアピストルを置き、ふたが閉められなけ | | |
| | ればならない。 | | |
| 引き金検査 | 500gの錘を吊り下げることで検査する。 | 8.12 | |
| | 注) 空気またはガスを発射できる状態で実施しなけれ | 8.4.2 | |
| | ばならない。 | | |
| ピストル重量 | ピストルの重量は秤で測る。その重量は1500g | 8.12 | |
| | を超えてはならない。 | | |
| グリップの追加制限 | グリップ、フレームや装着品に手首のどの部分も触 | 8.12 | |
| 事項 | れてはならない。ヒールレストはグリップに対し9 | 8.13の図 | |
| | 0°以上でなければならない。このことはグリップの | | |
| | 横方面だけでなく、前方、後方にも同様に適用される。 | | |
| | ヒールレストやサムレストの上方への湾曲および親 | | |
| | 指の外側の下方への湾曲は禁止される。サムレストは | | |
| | 親指が上方に向け自由に動かせなければならない。グ | | |
| | リップは手を取り囲んではならない。ヒールレストや | | |
| | サムレストを含みグリップおよびフレームの湾曲は | | |
| | ピストルの軸方向に沿ったものは許される。 | | |

| 検査項目 | 検査手順 | ISSF | | |
|-----------------------|---|-----------|--|--|
| 次是项目 | | ルール番号 | | |
| <u></u> 全25mピストルの物 | ±右钼& | /v /v 田·J | | |
| 生との間に入りがの | 主とるMLストルの行有規格 | | | |
| ピストルの形状 | 銃身軸線は、普通の射撃姿勢をとったときにピスト | 8.4.3.1 | | |
| | ルをにぎった手の(親指と人差指の間)の上を通らな | b) | | |
| | ければならない。 | 8.13の図 | | |
| ピストルの寸法 | ピストル基準箱 (300mm×150mm×50m | 8.12 | | |
| | m) にピストルを置き、ふたが閉められなければなら | | | |
| | ない。 | | | |
| ピストル重量 | ピストルの重量は秤で測る。その重量は1400g | 8.12 | | |
| | を超えてはならない。ピストルの重量は、バランスウ | | | |
| | エイト、ケースキャッチャー、装填していない弾倉な | | | |
| | ど全装着品を付けた状態で測られなければならない。 | | | |
| 銃身長 | 銃身の最大長は、153mm。 | 8.12 | | |
| | コンペンセーター、マズルブレーキ、穴あき銃身、 | | | |
| | または同様の効果のある装置等は禁止される。 | | | |
| 照星-照門間の距離 | 照星-照門間の最大長は220mm。 | 8.12 | | |
| グリップの追加制限 | グリップ、フレームや装着品に手首のどの部分も触 | 8.12 | | |
| 事項 | れてはならない。ヒールレストはグリップに対し9 | 8.13の図 | | |
| | 0°以上でなければならない。このことはグリップの | | | |
| | 横方面だけでなく、前方、後方にも同様に適用される。 | | | |
| | ヒールレストやサムレストの上方への湾曲および親 | | | |
| | 指の外側の下方への湾曲は禁止される。サムレストは | | | |
| | 親指が上方に向け自由に動かせなければならない。グ | | | |
| | リップは手を取り囲んではならない。ヒールレストや | | | |
| | サムレストを含みグリップおよびフレームの湾曲は | | | |
| | | | | |
| | ピストルの軸方向に沿ったものは許される。さらに親 | | | |
| | ドストルの軸方向に沿ったものは許される。さらに親 指と人差し指の間の手の上方を覆う、フレームまたは | | | |
| | | | | |
| | 指と人差し指の間の手の上方を覆う、フレームまたは | | | |
| | 指と人差し指の間の手の上方を覆う、フレームまたは グリップの後方部の長さはグリップの最深部から3 | | | |
| | 指と人差し指の間の手の上方を覆う、フレームまたは グリップの後方部の長さはグリップの最深部から3 Omm以内でなければならない。この距離は銃軸線に | | | |

| を許される。このことは用具検査票に記載されなけれ | |
|--------------------------|--|
| ばならない。 | |

| 検査項目 | 検査手順 | ISSF | | |
|------------|-------------------------------------|---------|--|--|
| | | ルール番号 | | |
| 25mリムファイアは | 2 5 m リムファイアピストル | | | |
| | | | | |
| ピストルの形状 | ISSFルール 8.12 および 8.13 に従う、単発式を | 8.4.3.2 | | |
| | 除く、口径 5.6 mm(.22口径)のロングライフル弾 | 8.12 | | |
| | 用の薬室を備えたリムファイアピストルが使用でき | 8.13 | | |
| | る 。 | | | |
| 引き金検査 | 1000gの錘を吊り下げることで検査する。 | 8.12 | | |
| 弾速検査 | 25mラピッドファイアピストル男子種目に限る。 | 8.4.4 | | |
| | 各射群あたり1名以上の選手の弾薬が、弾速250m | 8.4.4.2 | | |
| | /秒 以上であることを確かめるために、アネックス | | | |
| | B: I S S F ルール 8. 4. 4 ピストル弾速検査の実施手 | | | |
| | 順に従って、クロノグラフ(速度測定器具)によって | | | |
| | 検査されなければならない。 | | | |

| 検査項目 | 検査手順 | ISSF |
|------------|--------------------------------|---------|
| | | ルール番号 |
| 25mセンターファイ | イアピスト | |
| | | |
| ピストルの形状 | ISSFルール 8.12 および 8.13 に従う、単発式を | 8.4.3.3 |
| | 除く、口径7.62mm から9.65mm (.30口径 | 8.12 |
| | から. 38口径迄)のセンターファイアピストルが使 | 8.13 |
| | 用できる。 | |
| 引き金検査 | 1000gの錘を吊り下げることで検査する。 | 8.12 |

| 検査項目 | 検査手順 | I S S F |
|-----------|-----------------------------------|---------|
| | | ルール番号 |
| 50mピストル | | |
| ピストルの形状 | 口径 5 . 6 mm (. 2 2 口径) のロングライフル弾用 | 8.4.3.4 |
| | の薬室を備えたリムファイアピストルが使用できる。 | 8.4.4 |
| | 50mピストルにおいては、ハンドカバーが許され | |
| | るが、それで手首を覆ってはならない。 | |
| ピストルの寸法 | 制限なし | 8.12 |
| 引き金の重さ | 制限なし | 8.12 |
| ピストル重量 | 制限なし | 8.12 |
| グリップ | 特有のグリップが許可される。 | 8.12 |
| 銃身長 | 制限なし | 8.12 |
| 照星-照門間の距離 | 制限なし | 8.12 |

付属書類

アネックス A: ライフルおよびピストルの射撃靴の靴底柔軟性検査の実施手引き

アネックスB:ラピッドファイアピストル弾速検査の実施手順